



特許証
(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第 7026755 号
(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)

髪のダメージを修復し、頭皮の老化を遅らせる
松茸発酵物、組成物及びその使用

特許権者
(PATENTEE)

東京都千代田区神田神保町三丁目 10 番 4 号

オクスロ株式会社

発明者
(INVENTOR)

堺 孝子
ヨン リー

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

その他別紙記載

特願 2020-192283

出願日
(FILING DATE)

令和 2 年 11 月 19 日 (November 19, 2020)

登録日
(REGISTRATION DATE)

令和 4 年 2 月 17 日 (February 17, 2022)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

令和 4 年 2 月 17 日 (February 17, 2022)

森



特許証

(CERTIFICATE OF PATENT)

(続葉 1)

特許第 7026755 号 (PATENT NUMBER)

特願 2020-192283 (APPLICATION NUMBER)

発明者
(INVENTOR)

ジェームズ ウェイ

[以下余白]

(19)日本国特許庁(JP)

(12)特許公報(B2)

(11)特許番号

特許第7026755号
(P7026755)

(45)発行日 令和4年2月28日(2022.2.28)

(24)登録日 令和4年2月17日(2022.2.17)

(51)Int.Cl.	F I
A 6 1 K 8/9728 (2017.01)	A 6 1 K 8/9728
A 6 1 K 8/19 (2006.01)	A 6 1 K 8/19
A 6 1 K 8/24 (2006.01)	A 6 1 K 8/24
A 6 1 K 8/60 (2006.01)	A 6 1 K 8/60
A 6 1 K 8/64 (2006.01)	A 6 1 K 8/64

請求項の数 9 (全 13 頁) 最終頁に続く

(21)出願番号	特願2020-192283(P2020-192283)
(22)出願日	令和2年11月19日(2020.11.19)
(65)公開番号	特開2022-27391(P2022-27391A)
(43)公開日	令和4年2月10日(2022.2.10)
審査請求日	令和2年11月19日(2020.11.19)
(31)優先権主張番号	202010753830.7
(32)優先日	令和2年7月30日(2020.7.30)
(33)優先権主張国・地域又は機関	中国(CN)

微生物の受託番号 CCTCC CCTCC M 2016001

(73)特許権者	519401712 オクスロ株式会社 東京都千代田区神田神保町三丁目10番4号
(74)代理人	110000729 特許業務法人 ユニアス国際特許事務所
(72)発明者	堺 孝子 東京都千代田区神田神保町三丁目10番4号
(72)発明者	ヨン リー 東京都千代田区神田神保町三丁目10番4号
(72)発明者	ジェームズ ウェイ 東京都千代田区神田神保町三丁目10番4号

最終頁に続く

(54)【発明の名称】髪のダメージを修復し、頭皮の老化を遅らせる松茸発酵物、組成物及びその使用

(57)【特許請求の範囲】

【請求項1】

ラクトバチルス属細菌で松茸を発酵させることを含み、前記ラクトバチルス属細菌はラクトバチルス・ペントーサスであり、それは、受託番号がCCTCC NO : M 2016001をもつラクトバチルス・ペントーサス GUFHSL-69を含むことを特徴とする松茸発酵物の調製方法。

【請求項2】

前記松茸は松茸菌糸体であることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記発酵の培地は、松茸と、炭素源と、窒素源とを含み、前記培地において、松茸と窒素源の質量比は1:(8~160)であることを特徴とする請求項1又は2に記載の方法。

【請求項4】

前記炭素源は、糖を含み、前記窒素源は、有機窒素源を含むことを特徴とする請求項3に記載の方法。

【請求項5】

前記発酵の培地は、松茸0.1~10%、グルコース5~30%、ペプトン5~15%、ラブ-レムコ末5~15%、酵母エキス粉末2~8%、リン酸二カリウム0.1~0.5%、硫酸マグネシウム0.1~0.5%、硫酸マンガン0.1~0.3%といった質量体積百分率の成分を含むことを特徴とする請求項1~4のいずれか1項に記載の方法。

【請求項6】

10

20

請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の方法により調製された松茸発酵物。

【請求項 7】

頭皮と髪に用いる組成物であって、質量比が(5~1) : 1 である松茸発酵物とオキナワモズク抽出物を含み、前記松茸発酵物は請求項 6 に記載の松茸発酵物であることを特徴とする前記組成物。

【請求項 8】

頭皮と髪のケア製品の調製における、請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の方法、或いは請求項 6 に記載の松茸発酵物、或いは請求項 7 に記載の組成物の使用。

【請求項 9】

請求項 6 に記載の松茸発酵物又は請求項 7 に記載の組成物を含むことを特徴とする頭皮と髪のケア製品。 10

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、松茸の使用との技術分野に関与し、具体的には、松茸発酵物の調製方法、当該調製方法により調製された松茸発酵物、当該松茸発酵物を含む組成物及びその使用に関する。 20

【背景技術】

【0002】

社会の発展と生活ペースの加速に伴い、人々の生活と仕事のプレッシャーの増加は、頭皮と髪の健康に悪影響を及ぼしている。また、近年、カラーリングやパーマをする人が増えてきているが、カラーリングやパーマは、髪や頭皮にダメージを与え、髪の毛の強度を低下させ、頭皮の老化を加速させる。髪と頭皮の健康に対する人々の懸念に応えて、髪と頭皮に対して滋養・ケア機能を備える洗髪製品・ヘアケア製品を開発することは重要な意味を持つ。 20

【0003】

松茸(*Tricholoma matsutake*)は、学名がトリコローマ・マツタケであり、「松茸、合菌、台菌」とも呼ばれ、担子菌門、キシメジ科に属し、松やクヌギなどの樹木と相利共生する外生菌根菌であり、独特の濃厚な香りを持つ。松茸は、さまざまな栄養素や機能性活性成分が豊富な野生の食用・薬用菌であり、キノコ中の珍宝とみなされ、「キノコの王様」や「山のダイヤモンド」という美称があり、抗腫瘍、免疫力の強化、血糖値の制御、コレステロールと血中脂質レベルの低下など、多くの生理機能を備えている。 30

【0004】

現在、松茸は、直接使用されるか、または溶媒や超音波により有効成分を抽出して使用される場合が多く、例えば、中国特許出願CN102140142Aでは、洗浄、破碎、脱脂、水浸、濃縮、およびアルコール抽出などの抽出ステップによってマツタケにおける多糖類成分を抽出する、純度の高いマツタケ多糖類の抽出プロセスが開示されている。従来技術において、松茸を生物学的に発酵させる高付加価値加工に関する研究や報道が少ないため、松茸の機能性成分の使用が制限されている。従って、松茸を生物学的に発酵させる高付加価値加工の方法の開発、特に髪と頭皮に対して滋養・ケア効果を持つ松茸発酵物の開発は、松茸の使用価値の向上、そして、髪のダメージや頭皮の老化などの髪や頭皮の問題の緩和にとって重要な意味を持っている。 40

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

本発明の目的は、松茸発酵物の調製方法、及び当該方法により調製された松茸発酵物を提供することであり、本発明の別の目的は、当該松茸発酵物の組成物及びその使用を提供することである。

【0006】

本発明は、頭皮と髪を滋養・ケアし、傷んだ髪を修復する機能を有する松茸由来製品を得ることを目的とし、微生物を利用して松茸を発酵させ、松茸における有効成分を放出させ、さらに松茸における吸収・利用されにくい高分子有効成分を分解することで、松茸発酵物の頭皮と髪を滋養し、傷んだ髪を修復し、頭皮の老化を遅らせる作用を向上させる。

【課題を解決するための手段】

【0007】

具体的には、本発明の技術案は、以下のとおりである。

【0008】

まず、本発明は、ラクトバチルス属細菌で松茸を発酵させることを含む松茸発酵物の調製方法を提供する。

10

【0009】

本発明は研究過程において、発酵菌株が、松茸の発酵後の発酵物における有効成分の組成、含有量、及びその頭皮における経皮吸収効率や利用効率を大きく影響し、適切な発酵菌株は、成長と代謝において松茸の成分による阻害を少なく受けるべきであり、これにより、松茸の構造及びその中の高分子有効物質を分解する機能を有し、さらに松茸を含む発酵システムで上記の機能を効果的に発揮できることを見出した。本発明は、発酵菌株に対する持続的なスクリーニングや検証により、松茸を含む発酵システムで迅速に成長・増殖でき、高い代謝活性を有し、松茸を効果的に分解して有効成分を放出させ、そして、発酵物の頭皮と髪を滋養し、傷んだ髪を修復し、頭皮の老化を遅らせる作用を向上させる発酵菌株を発見した。

20

【0010】

以上のように記載のラクトバチルス属細菌は、好ましくはラクトバチルス・ペントーサスである。

【0011】

本発明の好ましい一実施態様として、前記ラクトバチルス属細菌は、受託番号が C C T C C NO : M 2 0 1 6 0 0 1 であるラクトバチルス・ペントーサス (L a c t o b a c i l l u s p e n t o u s) G U F H S L - 6 9 菌株である。

【0012】

ラクトバチルス・ペントーサス G U F H S L - 6 9 菌株は、既に中国発明特許 C N 1 0 5 9 6 9 6 8 0 B に開示されており、当該菌株は、貴州の伝統料理である発酵米麺から分離されたものであり、2016年1月4日付で中国典型培養物保蔵センター（略称：C C T C C、寄託機関の住所：中国、武漢、武漢大学、受託番号：C C T C C NO : M 2 0 1 6 0 0 1 ）に寄託された。中国特許 C N 1 0 5 9 6 9 6 8 0 B では、当該菌株がコレステロールと亜硝酸塩を低下させる機能を持つことが開示されているが、本発明において、同じ属、同じ種または性能の近い他の菌株と比較して、当該菌株が、松茸を含む発酵システムで迅速に成長・増殖でき、高い代謝活性を有し、松茸を効果的に分解して有効成分を十分に放出させ、発酵物の頭皮と髪を滋養し、傷んだ髪を修復し、頭皮の老化を遅らせる作用を向上させることが予期せずに発見された。

30

【0013】

以上に記載の松茸は、松茸のいかなる部位、例えば、松茸の子実体や菌糸体に由来してもよい。松茸の子実体と比較して、松茸の菌糸体は生物学的発酵などの再生可能な方法で入手でき、かつ有効成分の含有量が高い。本発明に記載の松茸は、好ましくは、松茸菌糸体である。

40

【0014】

本発明において、松茸は発酵システムにおいて発酵基質として使用され、松茸菌糸体は不活化処理をしてから発酵システムに添加する必要がある。

【0015】

本発明に記載の松茸菌糸体は、好ましくは受託番号が C C T C C NO : M 2 0 1 4 6 7 1 である松茸 (Tricholoma matsutake) T 3 5 菌株の菌糸体である。ラクトバチルス・ペントーサス G U F H S L - 6 9 を利用して、以上に記載の方法によ

50

り、松茸 T 3 5 菌糸体を発酵させて得られる発酵物は、低分子有効成分が豊富で、頭皮での経皮吸収性が良好で、より優れる頭皮と髪を滋養し、傷んだ髪を修復し、頭皮の老化を遅らせる機能を有する。

【 0 0 1 6 】

受託番号が C C T C C N O : M 2 0 1 4 6 7 1 である松茸 (*T r i c h o l o m a m a t s u t a k e*) T 3 5 菌株は、すでに中国特許 C N 1 0 5 0 3 9 1 7 0 A により開示され、当該菌株は、生物学的発酵法により大量の菌糸体を得ることができる。松茸を発酵基質とすること以外にも、本発明に記載の発酵物の発酵基質は、発酵菌株によって利用される炭素源及び窒素源を含む。

【 0 0 1 7 】

本発明は、発酵基質における松茸、窒素源、及び炭素源の割合（特に松茸と窒素源の割合）を合理的に制御することで、発酵菌株の成長をより良く促進できるとともに、発酵菌株の松茸およびその有効成分に対する分解活性を向上できることを見出した。

10

【 0 0 1 8 】

以上に記載の発酵の培地は、松茸と、炭素源と、窒素源とを含み、前記培地において、前記松茸と前記窒素源の質量比は 1 : (8 ~ 1 6 0) である。

【 0 0 1 9 】

以上に記載の発酵の培地において、前記松茸と前記炭素源の質量比は 1 : (5 ~ 1 0 0) である。

【 0 0 2 0 】

以上に記載の発酵の培地において、前記松茸の質量体積百分率は 0 . 1 ~ 1 0 % である。本発明は、松茸の過剰な添加により、発酵物における有効成分の含有量がさらに増加することはなく、反って発酵菌株の代謝および分解活性に悪影響を及ぼしやすいことを見出した。

20

【 0 0 2 1 】

以上に記載の発酵の培地において、前記松茸の質量体積百分率 (g : m l) は、好ましくは 0 . 1 ~ 5 % である。

【 0 0 2 2 】

以上に記載の発酵培地の炭素源は、糖を含み、窒素源は、有機窒素源を含む。

【 0 0 2 3 】

具体的には、炭素源は、好ましくは、グルコース、リボース、ラクトース、ガラクトース、フラクトース、スクロース、マルトース、マンノース、トレハロース、マンニトール、ソルビトールから選択される 1 種又は複数種である。有機窒素源は、好ましくは、ペプトン、ラブ - レムコ末、酵母エキス粉末から選択される 1 種又は複数種である。

30

【 0 0 2 4 】

松茸及び発酵菌株とより良く配合できる、好ましい炭素源と窒素源の組み合わせについては、炭素源はグルコースであり、窒素源はペプトン、ラブ - レムコ末、酵母エキス粉末である。

【 0 0 2 5 】

以上に記載の発酵培地において、さらに無機塩等を含んでも良い。

40

【 0 0 2 6 】

具体的には、発酵培地は、以下のような成分 (g : m l) を含む：松茸 0 . 1 ~ 1 0 % 、グルコース 5 ~ 3 0 % 、ペプトン 5 ~ 1 5 % 、ラブ - レムコ末 5 ~ 1 5 % 、酵母エキス粉末 2 ~ 8 % 、リン酸二カリウム 0 . 1 ~ 0 . 5 % 、硫酸マグネシウム 0 . 1 ~ 0 . 5 % 、硫酸マンガン 0 . 1 ~ 0 . 3 % 。当該培地は、発酵菌株の成長・代謝活性を確保するとともに、発酵菌株による松茸基質の分解を促進して、頭皮と髪を滋養し、傷んだ髪を修復し、頭皮の老化を遅らせる機能を有する低分子有効成分を生成させることができる。

【 0 0 2 7 】

具体的には、前記方法は、前記ラクトバチルス属細菌を発酵培地に接種して、2 5 ~ 4 0 で発酵させることを含む。本発明では、発酵菌株が、高温条件に耐えて成長・発酵でき

50

るが、発酵温度を25～40に制御すると、発酵物における低分子有効成分の含有量を確保するのに、より有利であることが発見された。

【0028】

以上に記載の発酵温度は、発酵菌株の適切な成長温度に応じて調整することができる。例えば、ラクトバチルス・ペントーサス G U F H S L - 6 9について、発酵温度は、好ましくは30～37である。

【0029】

以上に記載の発酵過程において、前記ラクトバチルス属細菌の接種量は $1 \times 10^6 \sim 1 \times 10^7$ c f u / m l 前記培地であり、前記発酵は12～72 hの静置発酵である。

10

【0030】

本発明は、以下のステップを含む松茸発酵物の調製方法を提供する。

(1) ラクトバチルス・ペントーサス種液を調製する；

(2) ラクトバチルス・ペントーサスの種液を 1×10^7 c f u / m l 培地の接種量で上述発酵培地に接種し、30～37の二酸化炭素インキュベーターで36～48 h 静置発酵する；

(3) 減菌した後、発酵液を固液分離して、分離された発酵上澄み液又は発酵上澄み液の乾燥物を、前記松茸発酵物とする。

【0031】

本発明は、さらに以上に記載の調製方法により調製された松茸発酵物を提供する。

20

【0032】

本発明は、頭皮と髪に対するケア効果をさらに向上させるために、以上に記載の松茸発酵物に基づき、当該松茸発酵物を含有する組成物をさらに開発した。本発明は、上述微生物発酵法により調製される松茸発酵物が、オキナワモズク (C L A D O S I P H O N O K A M U R A N U S) 抽出物と相乗作用を発揮でき、両者の組み合わせにより、頭皮と髪に対する滋養・修復効果が顕著に向上することを見出した。

【0033】

この知見に基づき、本発明は、質量比が(5～1)：1である松茸発酵物とオキナワモズク (C L A D O S I P H O N O K A M U R A N U S) 抽出物を含む、頭皮と髪に用いる組成物を提供する。当該質量比で併用することで、両者はより優れる相乗作用を発揮できる。

30

【0034】

オキナワモズク (C L A D O S I P H O N O K A M U R A N U S) 抽出物と併用する松茸発酵物は、好ましくは受託番号がC C T C C N O : M 2 0 1 4 6 7 1である松茸 (T r i c h o l o m a m a t s u t a k e) T 3 5 の発酵物であり、両者は、明らかな相乗作用を発揮でき、より優れる頭皮と髪を滋養し、傷んだ髪を修復し、頭皮の老化を遅らせる機能を有する。

【0035】

本発明に記載のオキナワモズク抽出物は、当分野の常法により抽出して得られるか、又は市販で購入できる。

40

【0036】

さらに、本発明は、頭皮と髪のケア製品の調製における、前記調製方法、或いは前記松茸発酵物、或いは前記組成物の使用を提供する。

【0037】

本発明は、前記松茸発酵物又は前記組成物を含む製品を提供する。

【0038】

本発明に記載の製品は、好ましくは、洗髪製品又はヘアケア製品であり、シャンプー、ヘアトニック、染毛剤、コンディショナー、整髪料、ヘアクリーム、ヘアローションを含むが、これらに限定されるものではない。

【0039】

好ましくは、前記松茸発酵物の前記製品における質量百分率は0.1～15%である。

50

【0040】

本発明の一実施態様として、前記製品は洗髪製品であり、前記洗髪製品は、さらに当分野で許容される洗髪製品のベースを含む。

【0041】

好ましくは、前記ベースは、重量部が下記の通りの成分を含む：陰イオン界面活性剤 1.0 ~ 2.0 部、両性界面活性剤 1 ~ 1.0 部、コカミドMEA 0.5 ~ 5 部、ナトリウムジリノレアミドプロピル PG - ジモニウムクロリドホスフェート 0.1 ~ 3 部、昆布抽出物 0.1 ~ 2 部、グーアヒドロキシプロピルトリモニウムクロリド 0.1 ~ 2 部、ステアラミドプロピルジメチルアミン 0.1 ~ 2 部、ポリクオタニウム 1 ~ 6 部、ココイル加水分解ダイズタンパク質 0.1 ~ 0.5 部、香料 0.05 ~ 0.5 部、防腐剤 0.01 ~ 0.2 部、脱イオン水 4.0 ~ 8.0 部。10

【0042】

以上に記載の洗髪製品において、前記陰イオン界面活性剤は、好ましくは、ラウレス硫酸アンモニウム、ミリストイルメチルタウリンナトリウム、ラウリル硫酸アンモニウムの 1 種又は複数種であり、前記両性界面活性剤は、好ましくは、ラウラミドプロピルベタイン、ジメチルドデシルベタイン、イミダゾリンの 1 種又は複数種であり、前記ポリクオタニウムは、好ましくは、ポリクオタニウム - 53 とポリクオタニウム - 47 の 1 種又は複数種である。

【発明の効果】**【0043】**

本発明の有益な効果は、下記の通りである。20

【0044】

1) 本発明は、微生物を利用して松茸菌糸体を発酵させ、松茸における頭皮と髪を滋養し、パーマやカラーリングなどにより損傷した髪を修復する等の機能を有する有効成分を十分に放出させ、松茸の有効成分の利用率を向上させる、松茸資源をより深く開発する新たな方法を提供する。

【0045】

2) 本発明は、微生物発酵により松茸菌糸体及びそれにおける高分子物質の効率的な分解を実現でき、得られた松茸発酵物は、頭皮での経皮吸収が可能な低分子有効成分が豊富で、頭皮と毛包の代謝に十分な栄養素を提供し、効果的に頭皮と髪を滋養し、損傷した髪を修復し、頭皮の老化を遅らせることができ、ヘアケア製品における使用価値が高く、頭皮と髪の健康問題の解決にとって重要な意味を持っている。30

【0046】

3) 本発明は、松茸発酵物とオキナワモズク (CLADOSIPHON OKAMURA NUS) 抽出物を配合することにより頭皮と髪に用いる組成物を得てあり、当該組成物において、松茸発酵物とオキナワモズク (CLADOSIPHON OKAMURANUS) 抽出物が相乗的に作用して、頭皮と髪に対する滋養・修復効果をさらに向上させる。

【発明を実施するための形態】**【0047】**

以下の実施例は、本発明を説明するためのものであり、本発明の範囲を制限するためのものではない。40

【0048】

以下の実施例において、特に説明のない限り、使用される実験方法は、いずれも常法である。

【0049】

以下の実施例において、特に説明のない限り、使用される材料は、いずれも商業ルートから入手できるものである。以下の実施例及び比較例で使用される松茸菌糸体は、中国特許出願CN 102805281B に開示された受託番号が CCTCC NO : M 2014671 である松茸 (Tricholoma matsutake) T35 菌株の菌糸体である。受託番号が CGMCC No 1.12935 であるラクトバチルス・プランタルム50

、受託番号が C G M C C N o 1 . 3 6 3 7 であるラクトバチルス・ペントーサス、及び受託番号が C G M C C N o 1 . 1 2 9 3 5 であるラクトバチルス・プランタルムは、中国微生物菌種寄託管理委員会普通微生物センター（C h i n a G e n e r a l M i c r o b i o l o g i c a l C u l t u r e C o l l e c t i o n C e n t e r）から購入できる。

【 0 0 5 0 】

以下の実施例で使用されるオキナワモズク抽出物は、 X I Y A B I O T E C H N O L O G Y C O . , L I M I T E D から購入したものである。

【 0 0 5 1 】

実施例 1

10

本実施例では、以下の方法により調製された松茸発酵物を提供する。

(1) ラクトバチルス・ペントーサス G U F H S L - 6 9 の種液の調製

ラクトバチルス・ペントーサス G U F H S L - 6 9 (C C T C C N O : M 2 0 1 6 0 0 1) を液体 M R S 培地に接種して、 3 7 の二酸化炭素インキュベーターで 2 0 h インキュベートした。

4 0 0 0 0 r / m i n 、 4 の条件で 1 0 m i n 遠心させて集菌し、最後に同体積の P B S 保護剤 (N a C l 0 . 8 % 、 K H₂P O₄ 0 . 0 2 % 、 N a₂H P O₄ 0 . 1 1 5 % 、 ト リプトン 1 % 、及びグルタミン酸ナトリウム 0 . 1 %) で菌体を再懸濁させた。

(2) 発酵

ステップ (1) で得られた種液を $1 \times 1 0^7$ c f u / m l 培地の接種量で発酵培地に接種して、 3 7 の二酸化炭素インキュベーターで 4 8 h 静置培養した。

発酵培地は、松茸菌糸体 0 . 5 % を含有する発酵培地であり、発酵培地の組成 (質量体積百分率、 g : m l) は、松茸菌糸体 0 . 5 % 、グルコース 1 0 % 、ペプトン 8 % 、ラブ - レムコ末 5 % 、酵母エキス粉末 3 % 、リン酸二カリウム 0 . 1 % 、硫酸マグネシウム 0 . 2 % 、硫酸マンガン 0 . 1 % であった。

(3) 発酵物の抽出

発酵が完了した後、滅菌して、 1 2 0 0 0 r / m i n 、 4 で 2 0 m i n 遠心させ、上澄み液を取り出した。

【 0 0 5 2 】

実施例 2

30

本実施例では、以下の方法により調製された松茸発酵物を提供する。

(1) ラクトバチルス・ペントーサス G U F H S L - 6 9 の種液の調製

ラクトバチルス・ペントーサス G U F H S L - 6 9 (C C T C C N O : M 2 0 1 6 0 0 1) を液体 M R S 培地に接種して、 3 7 の二酸化炭素インキュベーターで 2 0 h インキュベートした。

4 0 0 0 0 r / m i n 、 4 の条件で 1 0 m i n 遠心させて集菌し、最後に同体積の P B S 保護剤 (N a C l 0 . 8 % 、 K H₂P O₄ 0 . 0 2 % 、 N a₂H P O₄ 0 . 1 1 5 % 、 ト リプトン 1 % 、及びグルタミン酸ナトリウム 0 . 1 %) で菌体を再懸濁させた。

(2) 発酵

ステップ (1) で得られた種液を $1 \times 1 0^7$ c f u / m l 培地の接種量で発酵培地に接種して、 3 0 の二酸化炭素インキュベーターで 4 8 h 静置培養した。

発酵培地は、松茸菌糸体 2 % を含有する発酵培地であり、発酵培地の組成 (質量体積百分率、 g : m l) は、松茸菌糸体 2 % 、グルコース 1 0 % 、ペプトン 8 % 、ラブ - レムコ末 5 % 、酵母エキス粉末 3 % 、リン酸二カリウム 0 . 1 % 、硫酸マグネシウム 0 . 2 % 、硫酸マンガン 0 . 1 % であった。

(3) 発酵物の抽出

発酵が完了した後、滅菌して、 1 2 0 0 0 r / m i n 、 4 で 2 0 m i n 遠心させ、上澄み液を取り出した。

【 0 0 5 3 】

実施例 3

50

本実施例では、以下の方法により調製された松茸発酵物を提供する。

(1) ラクトバチルス・ペントーサス G U F H S L - 6 9 の種液の調製

ラクトバチルス・ペントーサス G U F H S L - 6 9 (C C T C C N O : M 2 0 1 6 0 0 1) を液体 M R S 培地に接種して、37° の二酸化炭素インキュベーターで 20 h インキュベートした；

4 0 0 0 r / m i n 、 4° の条件で 10 min 遠心させて集菌し、最後に同体積の P B S 保護剤 (N a C l 0 . 8 % 、 K H 2 P O 4 0 . 0 2 % 、 N a 2 H P O 4 0 . 1 1 5 % 、 ト リプトン 1 % 、 及びグルタミン酸ナトリウム 0 . 1 %) で菌体を再懸濁させた。

(2) 発酵

ステップ(1)で得られた種液を 1×10^7 c f u / m l 培地の接種量で発酵培地に接種して、30° の二酸化炭素インキュベーターで 48 h 静置培養した。 10

発酵培地は、松茸菌糸体 0 . 1 % を含有する発酵培地であり、発酵培地の組成（質量体積百分率、g : m l ）は、松茸 0 . 1 % 、グルコース 1 0 % 、ペプトン 8 % 、ラブ - レムコ末 5 % 、酵母エキス粉末 3 % 、リン酸二カリウム 0 . 1 % 、硫酸マグネシウム 0 . 2 % 、硫酸マンガン 0 . 1 % であった。

(3) 発酵物の抽出

発酵が完了した後、滅菌して、1 2 0 0 0 r / m i n 、 4° で 2 0 m i n 遠心させ、上澄み液を取り出した。

【0054】

実施例 4

本実施例では、重量部が下記の通りの成分、即ち、実施例 1 の松茸発酵物 1 . 5 部、オキナワモズク (C L A D O S I P H O N O K A M U R A N U S) 抽出物 0 . 5 部からなる、頭皮と髪に用いる組成物を提供する。 20

【0055】

実施例 5

本実施例では、組成（質量百分率）が、実施例 1 の松茸発酵物 2 % 、シャンプーベース 9 8 % であるシャンプーを提供する。

ただし、シャンプーベースの組成（質量百分率）は、以下の通りであった。

ラウレス硫酸アンモニウム 1 5 % 、ミリストイルメチルタウリンナトリウム 3 % 、ラウラミドプロピルベタイン 6 % 、ステアラミドプロピルジメチルアミン 0 . 2 % 、コカミド M E A 0 . 5 % 、ポリクオタニウム - 4 7 2 % 、昆布 (L A M I N A R I A J A P O N I C A) 抽出物 1 % 、ココイル加水分解ダイズタンパク質 0 . 1 % 、ナトリウムジリノレアミドプロピル PG - ジモニウムクロリドホスフェート 0 . 2 % 、グアーヒドロキシプロピルトリモニウムクロリド 0 . 2 % 、香料 0 . 1 % 、ブチルカルバミン酸ヨウ化プロピニル 0 . 1 % 、脱イオン水 7 2 % 。 30

【0056】

実施例 6

本実施例では、組成（質量百分率）が、実施例 2 の松茸発酵物 0 . 5 % 、シャンプーベース 9 9 . 5 % であるシャンプーを提供する。

シャンプーベースの処方は実施例 5 と同じである。 40

【0057】

実施例 7

本実施例では、組成（質量百分率）が、実施例 3 の松茸発酵物 1 0 % 、シャンプーベース 9 0 % であるシャンプーを提供する。

シャンプーベースの処方は実施例 5 と同じである。

【0058】

実施例 8

本実施例では、組成（質量百分率）が、実施例 4 の組成物 2 % 、シャンプーベース 9 8 % であるシャンプーを提供する。

シャンプーベースの処方は実施例 5 と同じである。 50

【0059】**比較例1**

松茸菌糸体を取り、その重量の6倍の脱イオン水を加え、37で抽出し、抽出時間を12hとした。濾過して上澄み液を取り、その重量の2倍のエタノールを添加して30で36h静置沈殿させた。12000r/minで20min遠心させ、上澄み液を取り出した。

【0060】**比較例2**

本比較例では、松茸発酵物を提供するが、その調製方法と実施例1の相違点は、ラクトバチルス・ペントーサスGUFHSL-69(CCTCC NO:M 2016001)を受託番号がCGMCC No 1.10636であるラクトバチルス・ペントーサスに置き換えたことだけであった。

10

【0061】**比較例3**

本比較例では、松茸発酵物を提供するが、その調製方法と実施例1の相違点は、ラクトバチルス・ペントーサスGUFHSL-69(CCTCC NO:M 2016001)を受託番号がCGMCC No 1.3637であるラクトバチルス・ペントーサスに置き換えたことだけであった。

【0062】**比較例4**

本比較例では、松茸発酵物を提供するが、その調製方法と実施例1の相違点は、ラクトバチルス・ペントーサスGUFHSL-69(CCTCC NO:M 2016001)を受託番号がCGMCC No 1.12935であるラクトバチルス・プランタルムに置き換えたことだけであった。

20

【0063】**比較例5**

本比較例では、シャンプーを提供するが、その組成(質量百分率)は、比較例1の松茸抽出物2%(実施例5のシャンプーと比較して、抽出と発酵に用いる松茸菌糸体の質量が等しく、そして、抽出された上澄み液に、発酵上澄み液の体積と同様になるまでに水を加えた)、シャンプーベース98%であった。

30

シャンプーベースの処方は実施例5と同じである。

【0064】**比較例6**

本比較例では、組成(質量百分率)が、比較例2の松茸発酵物2%、シャンプーベース98%であるシャンプーを提供する。

シャンプーベースの処方は実施例5と同じである。

40

【0065】**比較例7**

本比較例では、組成(質量百分率)が、比較例3の松茸発酵物2%、シャンプーベース98%であるシャンプーを提供する。

シャンプーベースの処方は実施例5と同じである。

【0066】**比較例8**

本比較例では、組成(質量百分率)が、比較例4の松茸発酵物2%、シャンプーベース98%であるシャンプーを提供する。

シャンプーベースの処方は実施例5と同じである。

【0067】**比較例9**

本比較例では、組成(質量百分率)が、オキナワモズク(CLADOSPHEREOKAMURANUS)抽出物2%、シャンプーベース98%であるシャンプーを提供する。

50

シャンプーベースの処方は実施例 5 と同じである。

【0068】

実施例 9

本実施例では、組成（質量百分率）が、実施例 1 の松茸発酵物 1.5%、アナメ（A G A R U M C R I B R O S U M）抽出物 0.5%、シャンプーベース 98% であるシャンプーを提供する。

シャンプーベースの処方は実施例 5 と同じである。

【0069】

実験例 1 松茸発酵物における低分子ペプチドの含有量の分析

本実験では、実施例 1 ~ 3 及び比較例 1 ~ 4 の松茸発酵物又は松茸抽出物における低分子有効成分の含有量を、具体的に以下のように分析した。10

実施例 1 ~ 3 の松茸発酵物及び比較例 1 の松茸抽出物、比較例 2、3 及び 4 の松茸発酵物を取り、分画分子量が 1000 である濾過膜を採用して濾過した後、クーマシーブリリアントブルーキットにより濾液における低分子ペプチドの含有量を測定した。

【0070】

低分子ペプチドの含有量の測定結果を表 1 に示した。表 1 の結果から明らかなように、実施例 1 の松茸発酵物における低分子ペプチドの含有量は、比較例 1 の松茸抽出物、ならびに、比較例 2、3 及び 4 の松茸発酵物より顕著に高く、これは、実施例 1 ~ 3 の調製方法を採用することで、松茸菌糸体における低分子ペプチドをより十分に放出させることができることを示している。20

【表 1】

表 1 低分子ペプチドの含有量

低分子ペプチドの含有量（発酵又は抽出された菌糸体が 1 g である場合）	
実施例 1	2.5 mg
実施例 2	2.2 mg
実施例 3	2.1 mg
比較例 1	1.1 mg
比較例 2	1.5 mg
比較例 3	1.3 mg
比較例 4	1.3 mg

【0071】

実験例 2 松茸発酵物の頭皮滋養・保湿効果の分析

本実験例は、実施例 1 ~ 3 及び比較例 1 ~ 4 の松茸発酵物の頭皮滋養・保湿効果を、具体的に以下の方法により分析した。40

パネラー 70 名を選択して、群あたり 10 名として 7 群に分け、頭皮において 5 * 5 cm を選択して髪を削げ、実験用の頭皮を露出させ、ドイツの CK 社製の皮膚水分量計 Corneometer CM 825 により、上述の実施例 1 ~ 3 の松茸発酵物、並びに、比較例 1 の松茸抽出物及び比較例 2 ~ 4 の松茸発酵物を、露出した頭皮に使用した。使用を開始する前に、皮膚水分量計により、一定の温度と一定の湿度(21 ℃ と 40 % 湿度)の条件下で、各被験者の頭皮の水分含有量を測定し、使用した後の初期値(T0)、及び使用した 30 分(T1)後と 8 時間(T2)後の頭皮の水分含有量の変化を測定し、その測定結果を表 2 に示した。表 2 の測定結果から明らかなように、実施例 1 ~ 3 の松茸発酵物を使用する場合、使用した 30 min 後の皮膚の水含有量は、比較例 1 ~ 4 と比べた顕著に高くなっている。そのうち、実施例 1 の効果は最も良好であり、これは、松茸発酵物が、頭皮を滋養

・保湿でき、頭皮に十分な水分を与え、頭皮の老化を遅らせることを示している。

【表2】

表2 頭皮の水分含有量の検測

実施例／比較例	T 0—初期値 (%)	T 1—30 min (%)	T 2—8 h (%)
実施例 1	34.3	47.6	47.2
実施例 2	34.9	46.6	46.3
実施例 3	35.1	46.0	45.7
比較例 1	35.1	38.2	37.9
比較例 2	35.2	43.9	43.3
比較例 3	35.6	43.6	43.2
比較例 4	35.3	39.6	39.2

【0072】

実験例3 シャンプーのパーマやカラーリングによって損傷した髪に対する修復効果の実験

実施例及び比較例のシャンプーのパーマやカラーリングにより損傷した髪に対する修復効果を検証するため、25 - 60歳の過去1年間にパーマやカラーリングをして、髪がパーマやカラーリングの過程で損傷したパネラー100名を選択して、群あたり10名として10群に分け、それぞれ実施例5～8及び比較例5～9、実施例9のいずれかのシャンプーを提供し、使用時間を2ヶ月、使用頻度を、2日おきに1回使用するにして、当該シャンプーの髪を強化する効果を検討した。実験を開始する前に、パネラーの髪の破断強度を測定し、シャンプーを2ヶ月使用した後、髪の破断強度を測定して、髪の強度の変化を比較した。実験では、インストロン5565万能材料試験機により髪の強度を測定した。具体的な測定方法は、測定しようとする髪のサンプルを取り、まず、温度20±2°、相対湿度65±3%の大気雰囲気で24h平衡化した後、当該大気雰囲気で、髪チャック部長さ150mm、引張速度500mm/minで測定を行い、パネラー一人あたり20本の髪サンプルに対してそれぞれ測定を行って、各群のパネラーの平均値を取るであった。その結果を表3に示した。

20

30

【表3】

表3 髪の破断強度

破断強度 (c N/d tex)	実施例				比較例					実施例 9
	5	6	7	8	5	6	7	8	9	
使用前	1.27	1.29	1.26	1.25	1.29	1.32	1.35	1.32	1.27	1.26
使用後	1.57	1.5	1.45	1.63	1.38	1.46	1.5	1.43	1.30	1.53
使用前後の強度の向上率 (%)	23	16	15	30	7.0	10.6	0.11	8.3	2.3	21

【0073】

表3の結果から明らかなように、実施例5～8及び9のシャンプーのパーマやカラーリングにより損傷した髪に対する修復効果は、比較例5～9より顕著に優れており、これは、実施例1～3の松茸発酵物及び実施例4の組成物が、パーマやカラーリングにより損傷した髪の強度を顕著に向上させることができることを示している。

【0074】

実験例4 シャンプー試用効果の実験

各実施例及び比較例のシャンプーの髪・頭皮に対する滋養効果を検証するため、25 - 60歳のパネラー100名を選択して、群あたり10名として10群に分け、それぞれ実施

例 5 ~ 8 及び比較例 5 ~ 9、実施例 9のいずれかのシャンプーを提供し、使用時間を 2 ヶ月、使用頻度を、2 日おきに 1 回使用するにして、当該シャンプーの指通り、柔軟性、保湿性、かゆみ止め、及び汚れ除去効果を測定した。測定した性能を 6 つのレベルに設定した。具体的には、6 は極めて良好を、5 は良好を、4 はやや良好を、3 は普通を、2 はやや不良を、1 は不良を示す。各群のパネラーの測定結果の平均値を取り、測定指標と結果を表 4 に示した。

【表 4】

表 4 シャンプーの試用効果

測定項目	実施例				比較例					実施例 9
	5	6	7	8	5	6	7	8	9	
指通り	5.5	5.3	5.2	5.8	3.8	4.5	4.6	4.2	2.3	5.3
柔軟性	5.6	5.4	5.3	5.8	3.9	4.3	4.3	4.1	2.6	5.4
保湿性	5.5	5.3	5.1	5.7	4.0	4.7	4.6	4.3	3.0	5.3
かゆみ止め効果	5.3	5.2	5.1	5.6	3.7	4.6	4.5	4.2	2.7	5.2
汚れ除去効果	5.5	5.2	5.0	5.6	3.9	4.5	4.5	4.2	2.5	5.1

【0075】

表 4 の結果から明らかなように、実施例 5 ~ 8 及び 9のシャンプーは、指通り、柔軟性、保湿性、かゆみ止め、及び汚れ除去効果における試用効果が、比較例 5 ~ 9 より顕著に優れており、これは、実施例 1 ~ 3 の松茸発酵物及び実施例 4 の組成物が、シャンプーの洗髪効果を顕著に向上でき、頭皮及び髪に対して効果的な滋養、保湿および抗菌等のケア効果を発揮でき、髪の質と健康状態を顕著に改善できることを示している。

20

【0076】

上記において、一般的な説明及び具体的な実施形態で本発明を詳しく説明したが、本発明に基づき、いくつかの補正や改善を行い得ることは、当業者にとって明らかである。従つて、本発明の趣旨から逸脱しない範疇で行われるこれらの補正や改善は、いずれも本発明の保護しようとする範囲に属する。

フロントページの続き

(51)Int.Cl.	F I
A 6 1 K 8/9711 (2017.01)	A 6 1 K 8/9711
A 6 1 K 8/99 (2017.01)	A 6 1 K 8/99
A 6 1 K 35/747 (2015.01)	A 6 1 K 35/747
A 6 1 K 36/03 (2006.01)	A 6 1 K 36/03
A 6 1 K 36/07 (2006.01)	A 6 1 K 36/07
A 6 1 P 17/16 (2006.01)	A 6 1 P 17/16
A 6 1 Q 5/00 (2006.01)	A 6 1 Q 5/00
A 6 1 Q 5/02 (2006.01)	A 6 1 Q 5/02
C 1 2 N 1/14 (2006.01)	C 1 2 N 1/14 F
C 1 2 N 1/20 (2006.01)	C 1 2 N 1/20 A
	C 1 2 N 1/20 F

審査官 池田 周士郎

(56)参考文献 韓国公開特許第10-2020-0076101(KR,A)
 中国特許出願公開第105969680(CN,A)
 中国特許出願公開第105039170(CN,A)
 中国特許出願公開第102786339(CN,A)
 特開2009-096777(JP,A)
 特開2007-262036(JP,A)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A 6 1 K	8 / 0 0 - 8 / 9 9
A 6 1 Q	1 / 0 0 - 9 0 / 0 0
A 6 1 K	3 6 / 0 0 - 3 6 / 9 0 6 8
A 6 1 K	3 5 / 0 0 - 3 5 / 7 6 8
A 6 1 P	1 7 / 0 0 - 1 7 / 1 8
C 1 2 N	1 / 0 0 - 1 / 3 8
J S T P l u s / J M E D P l u s / J S T 7 5 8 0 (J D r e a m I I I)	